

公 示 公 告

平成 2 8 年 3 月 8 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名 生花の購入
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：生花の購入

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が平成28年3月8日に公示公告した生花（以下「物品」という。）の購入に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに付する事項

- (1) 件 名 生花の購入
- (2) 内容、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」（同仕様書は2(3)イの場所で交付する。）のとおり

- (3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成28年3月22日（火）（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

- (1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者となります。
- (2) 同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者となります。
- (3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面によることとします。

- (1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：有竹真人）

電 話 03-3264-5863（ダイヤルイン）

FAX 03-3234-0923

（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

平成28年3月17日（木）正午

7 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

仕 様 書

1 調達件名

生花の購入

2 調達物品の仕様・規格及び予定数量等

(1) 裁判官室等用（別添１イメージ参照）

季節の花もの枝もので、８本～１２本程度の、別紙の花器等に相応しい花材。

完成時の規格：高さ２５ｃｍ～５０ｃｍ×幅３５ｃｍ～５０ｃｍ程度

花器の規格：縦２５ｃｍ×横２５ｃｍ×高さ５ｃｍ程度

予定数量：８３２式（５２回×１６室）

(2) 各種来客用（別添２イメージ参照）

季節の花もの枝もので、１５本～１８本程度のフラワーアレンジメント。

花器については、契約締結後、最高裁判所と受注者で協議して定める。

アレンジメントの規格：高さ１５ｃｍ×幅４５ｃｍ程度

予定数量：１２式（月１回×１２か月）

(3) 式典用（別添３イメージ参照）

季節の花もの枝もので、２０本～２５本程度のフラワーアレンジメント。

花器については、契約締結後、最高裁判所と受注者で協議して定める。

アレンジメントの規格：高さ２０ｃｍ×幅４０ｃｍ程度

予定数量：２式（年２回）

3 納入期間

契約締結日から平成２９年３月３１日（金）まで

4 納入場所

最高裁判所 東京都千代田区隼町４番２号

5 請求及び支払

- (1) 請求書は、毎月納入した分を取りまとめ、翌月１０日までに（１０日が裁判

所の休日の場合には翌開庁日) 最高裁判所に送付すること。ただし、平成 29 年 3 月分納入分の請求書については、平成 29 年 4 月 6 日 (木) までに到着するよう送付すること。

(2) 最高裁判所は、請求書到着後 30 日以内に納入者に支払うこと。

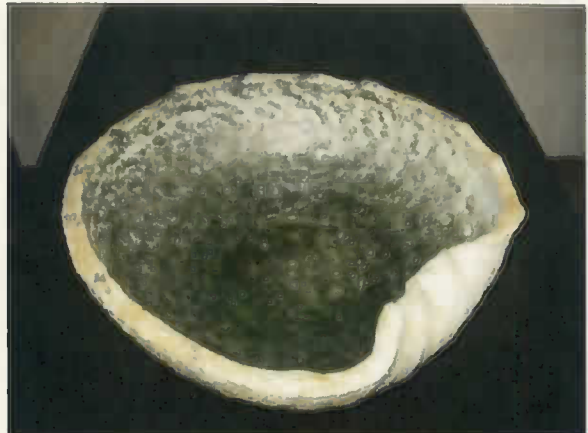
6 その他

(1) 本件売買契約は、単価契約とする。ただし、予定数量については発注を保証するものではない。

(2) その他詳細については、双方協議の上、決定すること。

(別紙)

裁判官室等用の花器等



(別添1)



(別添2)



(別添3)

